

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡田茂吉美術文化財団（以下「この法人」という。）の理事、又は監事及び評議員の報酬・経費の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいい、評議員と併せて役員等という
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号に定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費交通費等の経費をいう

(報酬額)

第3条 役員及び評議員は原則無報酬とする。但し、外部役員の内、理事会で認めた役員に対して、年間総額を、500,000円以内とし代表理事が評議員会の承認を経て役員報酬を支払うことができる。

2 使用人兼務理事の報酬等以外の支給については、別に定める「給与規程」に基づくものとする。

(旅費交通費の支給)

第4条 第2条の役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席するための旅費交通費等の経費を要する場合には、この法人の「旅費規程」に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第5条 第3条の報酬額及び前条の旅費交通費は、理事会及び評議員会に出席する都度、現金又は、送金により支給する。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人岡田茂吉美術文化財団の移行の登記の日から施行する。